

## 取引参加者に関する諸制度の整備について

平成19年3月28日  
株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

当取引所では、昨今、証券界を取り巻く環境が急激に変化していることなどに鑑み、以下のとおり取引参加者に関する諸制度について所要の整備を行うこととする。

- ① 取引参加者は、財産及び業務の内容に大きな影響を受けるおそれがある合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならないこととなっている。当該承認に関する申請手続き及び審査の内容については、運用上は決まっているが規定上明記していないことから、これを明確化するなど、合併等に関する承認手続きについて所要の整備を行うこととする。
- ② 取引参加者の経営実態について、より適切に把握しておく必要があるという観点から、例えば取引参加者が他の会社の子会社になった場合には当取引所に報告することとするなど、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について一部見直しを行うこととする。
- ③ その他、取引参加者における適切な注文管理体制の整備や取引資格取得審査に係る手数料に関し、所要の規定整備を行う。

### II. 改正概要

項 目	内 容	備 考
1. 合併等に関する承認手続きの整備 (1) 合併等の承認に係る申請手続き及び審査内容の明確化	取引参加者が合併等の承認を受ける場合の当取引所が行う審査について、その申請手続き及び内容を明確化する。 なお、当該審査は、取引資格の取得に係る審査に準じて、以下の事項を勘案して行うこととする。	※現在行っている申請手続き及び審査の内容を明確にするものである。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 合併等に係る事前通知</p>	<p>① 経営の体制の維持  当該合併等の効力発生日における取引参加者の経営の体制が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない認められる者の支配又は影響を受けることとならないなど、健全な経営の体制が維持されることが見込まれること</p> <p>② 財務基盤の維持  当該合併等の効力発生日における取引参加者の財務の状況が、一定の基準に適合するとともに、安定した収益力が確保されることが見込まれること</p> <p>③ 業務執行体制の維持  当該合併等の効力発生日において、当取引所における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令遵守等に関し、適切な業務執行体制が維持されることが見込まれること</p> <p>④ 手続きの適法性等  当該合併等に係る手続きが法令諸規則に基づいて適正に行われていること</p> <p>審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、取引参加者は、合併等の承認に係る株主総会の2週間前までに、以下に掲げる当該合併等に関する内容その他当取引所が必要と認める内容について、当取引所に通知することとする。ただし、当取引所が真にやむを得ないと認める事由</p>	<p>※「一定の基準」とは、取引資格の取得審査に関する規則に定める基準と同様とする。</p> <p>※現行運用において、合併等の承認に係る株主総会の2週間前までに承認申請書の案の提出を求めているが、それを明確にするものである。</p>

項目	内容	備考								
(3) 承認後の継続報告	<p>により通知が遅れる場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="586 279 1420 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="586 279 922 327">事象</th> <th data-bbox="922 279 1420 327">通知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="586 327 922 475">           合併            (取引参加者規程第20条第1項第1号)         </td> <td data-bbox="922 327 1420 475"> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 475 922 718">           事業の譲渡等            (同項第2号又は第4号)         </td> <td data-bbox="922 475 1420 718"> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 718 922 865">           事業の譲受け等            (同項第3号又は第5号)         </td> <td data-bbox="922 718 1420 865"> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>取引参加者は、当取引所が必要と認める場合には、合併等の効力発生後、当初計画に基づく財務の状況や収益性等の確保、業務執行体制の整備等の状況について報告するものとする。</p>	事象	通知内容	合併 (取引参加者規程第20条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul>	事業の譲渡等 (同項第2号又は第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>	事業の譲受け等 (同項第3号又は第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>	<p>※「当取引所が必要と認める場合」とは、取引参加者が、合併等の承認を受ける際に当取引所に対して示した計画等について、その実施に一定期間を要すると判断される場合等を含むものとする。</p>
事象	通知内容									
合併 (取引参加者規程第20条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul>									
事業の譲渡等 (同項第2号又は第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>									
事業の譲受け等 (同項第3号又は第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>									
<p>2. 届出・報告事項の見直し</p> <p>(1) 他の者による議決権の過半数の保有に係る</p>	<p>取引参加者の報告制度等の充実を図る観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>取引参加者は、その議決権の過半数を他の者に保有される事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p>	<p>※現在、取引参加者は、大株主上位10名に変更があった場合は、当取引所に報告するこ</p>								

項 目	内 容	備 考
<p>報告</p> <p>(2) 法令違反等に係る報告</p> <p>(3) システム障害に係る報告</p> <p>(4) 役員が他の法人の役員に就任した場合の届出の変更</p>	<p>取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われたことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p> <p>取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p> <p>取引参加者の役員が他の法人の役員に就任（又は退任）した場合について、届出事項から報告事項に変更する。</p>	<p>ととしているが、株式移転、株式交換等の方法による組織再編、第三者割当や公開買付け等により他の法人等の子会社となるなど、その支配関係に大きな変更がある場合についても、報告することとする。</p> <p>※当取引所が取引参加者に対して処分又は注意喚起等する場合は、取引参加者が自らの検査等により法令違反等を発見し、適切な対応を行っているかなどを勘案することとしている。</p> <p>※当取引所は、取引参加者のシステム障害等の状況を迅速に把握することにより、それが当取引所に与える影響や、取引参加者における現行のシステムリスク管理体制の整備状況について確認することとする。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 誤注文の発注を防止するための取引参加者に</p>	<p>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関して、過誤のある注文の受託及び発注を未然に防止するため、社</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>おける体制整備</p> <p>(2) 取引資格取得審査に係る手数料の納入時期の見直し</p>	<p>内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとする。</p> <p>取引資格の取得申請者が、取引資格の取得の承認後に納入することとなる「入会金」について、その名称を「資格審査料」とするとともに、納入時期を「取引資格の取得申請後」に改める。</p>	<p>※現在、取引資格の取得申請者は、取引資格の取得審査に係る手数料として、入会金(50万円)を納入することとなっている。</p>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成19年5月を目途に実施する。

以 上